

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
マンパワーグループ株式会社	子連れ coworking space のアライアンス運営プロジェクト	東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県	待機児童多い住宅が密集するベッドタウンやターミナル駅に子連れで出勤可能な coworking space を設置しアライアンス企業で共同運営を行うことで、子どもを保育所に入れられない女性社員の仕事への復帰をサポートする。また、この coworking space への出勤は、通常の就業時間としてカウントし、自由度の高いコアタイムなしのフレックス勤務を可能とする。ゆくゆくは介護、看護、通院などの社員も対象とし、パンデミックや災害時の活用も検討する。また、より未来的なリモート勤務を実現させるバーチャルオフィスなどIT技術の導入やテストマーケティング、利用者からの情報収集イベントなどを連動させ、企業のより発展的なダイバーシティ経営と第4次産業革命の一端を担うことを目指す。	待機児童問題の解消によるダイバーシティ・女性活躍推進。利用者は、保育所が見つからなくても仕事を継続可能になり、子連れ出勤によってお迎えの必要がなくなるため、フルタイム勤務の復帰前倒しや、出産前と同等の収入確保が可能になる。また、通勤時間の短縮によって子育てと仕事の両立の助けにもなる。アライアンス企業は、個別に環境や制度を整備する必要がないため、セキュリティ含む環境設備導入負担軽減しながらも、優秀な人材の確保を行うことが出来る。行政メリットとしても、待機児童問題だけでなく、女性の収入拡大による税収アップ、失業保険金の削減などの効果が想定される。	使用者は、時間外又は深夜(午後10時から午前5時まで)に労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。	労働基準法第三十七条(時間外、休日及び深夜労働の割増賃金)	当該プロジェクトの子連れ coworking space 利用者に限って、法定労働時間を超えない限り、夜22時以降の深夜残業の割増賃金免除する。
					使用者は、休日に労働させた場合は、通常の賃金の3割5分以上の割増賃金を支払わなければならない。	労働基準法第三十七条(時間外、休日及び深夜労働の割増賃金)	当該プロジェクトの子連れ coworking space 利用者に限って、法定労働時間を超えない限り、休日残業の割増賃金免除する。
					フレックスタイム制の清算期間を一箇月以内の期間に限るものとする。	労働基準法第三十二条の三(労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇)	当該プロジェクトの子連れ coworking space 利用者に限って、「労働基準法の一部改正案」の「フレックスタイム制の清算期間の上限を1か月から3か月に延長」案を導入する。